

中国版 RoHS

規制物質の名称及び含有量の表示フォームについて

発行:エルピーダメモリ株式会社

QA グループ エコマネジメント Pj

2007年3月1日に施行された中国版 RoHS(電子情報製品生産汚染防止管理弁法)では、第一ステップとして、製品に含まれる規制物質を含有しているか否かを開示する必要が有りません。

特に、「ビジネス to ビジネス」取引を主とするメーカー(DRAM を最終ユーザーである消費者に販売するのではなく、DRAM をセットメーカーに販売し、セットメーカーが DRAM をセットに組んで最終ユーザーである消費者に販売する)では、御購入いただく顧客セットメーカーに環境保護情報の伝達が求められています。

中国版 RoHS(電子情報製品生産汚染防止管理弁法)に基づく、環境保護情報の伝達について、エルピーダメモリ製品に関し、まとめました。

* 中国版 RoHS での対象となる規制物質は、鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr(VI))、ポリ臭素化ビフェニル類(PBBs)、及びポリ臭素化ジフェニルエーテル類(PBDEs)です。また、詳細の適用は中国版 RoHS(電子情報製品生産汚染防止管理弁法)によります。

【説明】中国版 RoHS とは

- ・正式名称:電子情報製品生産汚染防止管理弁法
- ・施行日:2007年3月1日
- ・適用範囲
 - ①中国国内で生産され、中国国内市場に投入される電子情報製品
 - ②中国市場に輸入される外国製電子情報製品
- ・規制物質:鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr(VI))、ポリ臭素化ビフェニル類(PBBs)、ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(PBDEs)
- ・中国版 RoHS は、2段階で進む。
 - 第一段階:「表示」、第二段階:「規制」
 - 2007年3月1日には、第一段階の「表示」のみ求められる。

規制物質の名称及び含有量の表示フォームによる開示

1.環境コード”E”が付いている単体

例:ED*****-**-E

品名	規制物質					
	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBBs	PBDEs
DRAM	○	○	○	○	○	○

2.環境コード”E”が付いていない単体

例:ED*****-**-

品名	規制物質					
	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBBs	PBDEs
DRAM	×	○	○	○	○	○

(注)

○:Cdを除く規制物質の含有量が 1000ppm 未満であることを示す(Cd は 100ppm 未満)

×:Cdを除く規制物質の含有量が 1000ppm 以上であることを示す(Cd は 100ppm 以上)

本件に関するお問合せ先
エルピーダメモリ株式会社
セールスオフィス 大平
03-3281-1732
info@elpida.com